

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

この資料は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の条文を基に構成したものです。

項目	国基準 要約	従・参 の別	国基準 条項																																																								
利用定員	<p>利用定員は以下のとおりとし、以下の区分ごとに定員を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設・事業</th> <th rowspan="2">利用定員</th> <th rowspan="2">1号</th> <th rowspan="2">2号</th> <th colspan="2">3号</th> </tr> <tr> <th>(0歳)</th> <th>(1・2歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>20人以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>20人以上</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>基準なし</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>1～5人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育 (A・B型)</td> <td>6～19人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育 (C型)</td> <td>6～10人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>1人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>労働者の子ども 地域枠の子ども</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>経過措置で5年間は6～15人</p>	施設・事業	利用定員	1号	2号	3号		(0歳)	(1・2歳)	認定こども園	20人以上					保育所	20人以上	-				幼稚園	基準なし		-			家庭的保育	1～5人	-	-			小規模保育 (A・B型)	6～19人	-	-			小規模保育 (C型)	6～10人	-	-			居宅訪問型保育	1人	-	-			事業所内保育	労働者の子ども 地域枠の子ども	-	-			従	第4条 第37条 附則 第4条
	施設・事業					利用定員	1号	2号	3号																																																		
(0歳)		(1・2歳)																																																									
認定こども園	20人以上																																																										
保育所	20人以上	-																																																									
幼稚園	基準なし		-																																																								
家庭的保育	1～5人	-	-																																																								
小規模保育 (A・B型)	6～19人	-	-																																																								
小規模保育 (C型)	6～10人	-	-																																																								
居宅訪問型保育	1人	-	-																																																								
事業所内保育	労働者の子ども 地域枠の子ども	-	-																																																								
内容及び手続きの説明及び同意	<p>教育・保育の提供開始に際して、あらかじめ保護者に対して文書を交付して事前説明を行った上で、同意を得なければならない。</p> <p>・事前説明を要する事項(教育・保育の選択に資する認められる重要事項)            運営規程の概要            職員の勤務体制            利用者負担            連携施設の種類の、名称、連携協力の概要(地域型保育事業のみ)            その他</p>	従	第5条 第38条																																																								
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>事前説明の方法は、保護者の申出に応じて、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	参	第5条 ～ 第38条																																																								
	<p>・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。</p> <p>・定員を上回る申込があった場合は、次の基準による。            1号認定 抽選・申込順・施設設置者の理念、基本方針等に基づく選考            その他公正な方法による。            2号又は3号認定 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。</p> <p>・選考にあたっては、保護者に対してあらかじめ選考方法を明示しなければならない。</p>	従	第6条 ～ 第39条 ～																																																								
	<p>子どもに対して自ら教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設又は事業を紹介するなどの措置を速やかに講じなければならない。</p>	参	第6条 第39条																																																								

項目	国基準 要約	従・参の別	国基準条項
あっせん、調整及び要請に対する協力	教育・保育施設及び地域型保育事業者は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	第7条 第40条
受給資格等の確認	教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証によって、認定の有無、認定区分、有効期間及び保育必要量等を確認する。	参	第8条
支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助しなければならない。	参	第9条
心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	第10条 第41条
小学校等との連携	教育・保育の提供の終了に際しては、小学校その他の教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう、情報提供その他密接な連携に努めなければならない。	参	第11条
教育・保育の提供の記録	教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	第12条
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育を提供した際は、保護者から法に定める利用者負担額の支払を受けるものとする。</li> <li>・法定代理受領を受けないときは、保護者から法に定める費用基準額の支払を受けるものとする。</li> <li>・上記のほか、質の向上を図る上で特に必要であると認められる費用を保護者から受け取ることができる。</li> <li>・上記のほか、提供される便宜に要する次に掲げる費用を保護者から受け取ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>日用品、文房具その他の物品の購入費用</li> <li>行事への参加に要する費用</li> <li>食事の提供に要する費用（教育・保育施設のみ）</li> <li>施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>その他適当と認められるもの</li> </ul> </li> <li>・上記の費用の支払を受けた場合は、領収証を保護者に交付しなければならない。</li> <li>・実費徴収・実費以外の上乘せ徴収を行う場合は、あらかじめ用途、額及び理由を書面で明示、説明し、文書による（実費徴収は除く）同意を得なければならない。</li> </ul>	従	第13条 第43条
施設型給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者にその額を通知しなければならない。</li> <li>・法定代理受領を行わない教育・保育に係る費用の支払を受けたときは、その内容、額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に交付しなければならない。</li> </ul>	参	第14条
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</li> <li>・幼保連携型以外の認定こども園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて子どもの心身の状況等に応じて、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</li> <li>・地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、適切に保育を提供しなくてはならない。</li> </ul>	従	第15条 第44条

項 目	国基準 要約	従・参 の別	国基準 条項
評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設及び地域型保育事業者は、自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>・教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者（職員を除く）による評価又は外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> <li>・地域型保育事業者は、定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	参	第 16 条 第 45 条
相談及び援助	常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	第 17 条
緊急時等の対応	子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、職員は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	第 18 条
保護者に関する市町村への通知	子どもの保護者が偽りその他不正行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。	参	第 19 条
運営規程	<p>次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的及び運営の方針</li> <li>提供する教育・保育の内容</li> <li>職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び額</li> <li>利用定員（教育・保育施設は子どもの認定区分ごとに）</li> <li>利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考方法を含む）</li> <li>緊急時等における対応方法</li> <li>非常災害対策</li> <li>虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>その他運営に関する重要事項</li> </ul>	参	第 20 条 第 46 条
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対し、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</li> <li>・子どもに対する教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、その施設又は事業所の職員によって教育・保育を提供しなければならない。</li> <li>・職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参	第 21 条 第 47 条
定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。	参	第 22 条 第 48 条
掲示	施設又は事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	第 23 条
子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。	従	第 24 条
虐待等の禁止	職員は、子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	第 25 条

項目	国基準 要約	従・参の別	国基準条項
懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	第 26 条
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	従	第 27 条
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が選択できるように、自らが提供する教育・保育の内容に関する情報の提供に努めなければならない。</li> <li>広告をする場合は、虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	参	第 28 条
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員に対して、自らの施設又は事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</li> <li>利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</li> </ul>	参	第 29 条
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>苦情を受け付けた場合は、内容等を記録しておかなければならない。</li> <li>苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</li> <li>市町村が行う報告等の命令、職員からの質問又は検査に応じ、苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</li> <li>市町村から求められた場合は、改善の内容を報告しなければならない。</li> </ul>	参	第 30 条
地域との連携等	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参	第 31 条
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の発生（再発）防止ため、次の措置を講じなければならない。  事故防止のための指針の整備  事故発生等の事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備  事故防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</li> <li>事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。</li> <li>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</li> <li>子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	従	第 32 条
会計の区分	教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	第 33 条
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> <li>教育・保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。  教育・保育の提供に当たっての計画  提供した教育・保育に係る必要な事項の提供の記録  市町村への通知に係る記録  苦情の内容等の記録  事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>	参	第 34 条 第 49 条

項 目	国基準 要約	従・参 の別	国基準 条項
特別利用保育等（定員外利用）の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等による。</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合は、その提供する保育・教育に係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員を超えないものとする。</li> </ul>	従	第35条 第36条 第51条 第52条
特定教育・保育施設等との連携（地域型保育事業のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く）は、次の事項に係る連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならない（経過措置で5年間は確保しないことができる。）        集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他支援を行うこと。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業者を除く）        必要に応じて代替保育を提供すること。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業者を除く）        保護者の希望に基づき卒園者を受け入れること。</li> <li>・居宅訪問型保育事業者は、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。</li> </ul>	従	第42条 ～ 附則 第5条
	保育の提供の終了に際しては、連携施設等への円滑な接続に資するよう、連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	参	第42条
特定保育所に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保育所（私立保育所）は、質の向上を図る上で特に必要と認められる費用について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。</li> <li>・特定保育所（私立保育所）は、市町村から保育の委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではいけない。</li> </ul>	従	附則 第2条